長野工業高等専門学校学生準則

制　　定　昭和39年４月１日
最終改正　令和７年１月30日

第１章　総則

第１条　この準則は，本校学則第 34 条の規定 11 に基づき，本校学生の生活上遵守すべき事項について定める。

第２条　学生は，学則，学生準則その他の規則を遵守し，本校学生としての本分を全うするよう心がけなければならない。

第２章　宣誓・誓約書及び保護者等

第３条　入学者は，入学式に当たり所定の誓詞により校長に宣誓を行う。

第４条　入学を許可された者は，所定の期日までに別記第１号の様式により保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

第５条　保護者等とすることができる者は，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。

２　前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導・支援への意向のある者とする。

第６条　保護者等が死亡し，又は資格を失った場合は，直ちに校長に対して新たに保護者等となる者を定めて別記第２号の様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

第３章　学生証

第７条　本校の学生は，本校より学生証の交付を受けて常時これを携帯し，本校職員の請求があったときは，いつでもこれを提示しなければならない。

第８条　学生証は，その有効期間を終了したとき，又は，退学するときは，本校に返納しなければならない。

第９条　学生証を紛失し，又は毀損したときは，直ちに校長に願い出て，再交付を受けなければならない。

第４章　休学・退学・欠席等

第 10 条　学生は，疾病その他の理由により，継続して３ヶ月以上修学することのできない見込みのときは，医師の診断書又は詳細な事由書を添え，校長に対して別記第３号の様式による休学願を提出して，許可を受けなければならない。

第 11 条　休学した者が,休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは，別記第４号の様式による復学願を校長に提出して許可を受けなければならない。この場合，疾病により休学した者は，医師の診断書を添えなければならない。

第 12 条　学生が退学しようとするときは，別記第５号の様式による退学願を校長に提出して，許可を受けなければならない。

第 13 条　学生は，改氏名その他一身上の異動があったときは，直ちに校長に届け出なければならない。

第 14 条　学生が住居を変更したときは，直ちに別記第６号の様式による住所変更届を校長に提出しなければならない。

第 15 条　学生が欠席，欠課，遅刻又は早退しようとするときは，事前に理由を明記して，校長に別記第７号の様式による欠席（欠課，遅刻，早退）届を提出しなければならない。ただし，やむを得ない理由により事前に提出できないときは，その理由を明記して，事後直ちに提出しなければならない。

２　疾病のため引続いて１週間以上欠席するときは，医師の診断書を添えるものとする。

第 16 条　父母近親の喪に服するときは，別記第８号の様式による忌引願を校長に提出して許可を受けなければならない。

２　忌引の期間は，１親等（父母）７日，２親等（祖父母，兄弟姉妹）３日，３親等（伯父，叔母，曾祖父母等）１日とする。

第 17 条　学生が休業中に登山及び旅行をしようとするときは，事前に目的地その他を明記して，校長に別記第９号の様式による旅行・登山届を提出しなければならない。

第５章　服装

第 18 条　学生は，本校の学生にふさわしい，華美にわたらない，清潔で端正な服装を着用すること。

２　学生は，学校行事などで特別に服装を指定された場合は，これに従うものとする。

３　学生は，体育，実験，実習などの授業には，定められた服装を着用するものとする。

第６章　健康診断

第 19 条　学生は，毎年の定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 20 条　学生は，健康診断の結果に基づき，本校が行う健康管理に関する指導に従わなければならない。

第７章　学生会等

第 21 条　本校に，本校学生全員をもつて構成する学生会を置く。

第 22 条　学生会は，学校の指導のもとに，学生の自発的な活動を通して，その人間形成を助長し高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 23 条　学生会は，前条の目的を実現するために，次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

（１）学生生活を楽しく，豊かで規律正しいものにし，よい校風をつくる態度を養う。

（２）健全な趣味や豊かな教養を養い，個性の伸長を図る。

（３）心身の健康を助長し，余暇を活用する態度を養う。
（４）学生生活における集団の活動に積極的に参加し，自主性を育てるとともに，集団生活において協力し，民主的に行動する態度を養う。
（５）学生生活において自主的能力を養うとともに，公民としての資質を向上させる。

第 24 条　学生会活動を行うに当たっては，次に掲げる事項を遵守するとともに，法令及び学則，学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。
（１）学生会は，学校の教育方針にのっとり，学校の教育の使命の達成に寄与すること。
（２）学生会は，本来の目的使命にのっとり，その目的を逸脱し，学校の秩序を乱すような活動は行わないこと。
（３）学生は，学生会の運営について常に深い関心を持ち，その活動に積極的に参加すること。
（４）学生会は，会員の総意に基づいて運営され，また，いかなる場合においても，個人の思想良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
（５）学生会は，学外活動を行うに当たっては，学校の承認と指導を受け学生会の目的の範囲内において行動すること。
（６）学生会は，その目的使命の達成上必要があり，かつ，学生会の自主性が阻害されないと認め，学校が承認した場合に限り，学外団体に加盟することができる。

第 25 条　学生会は，学生全員をもって構成するものとする。
２　学生は，入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第 26 条　学生会に，総会，評議員会，役員，委員会，部及び同好会を置く。
２　総会は，少なくとも年１回開催するものとする。
３　評議員会は，学級ごとに選出された評議員をもって構成し学生会の運営に関する重要事項を審議する。
４　役員は，全会員が選挙し，学生会の事務を掌理する。
５　委員会，部及び同好会は別に定める。
６　学生は，その希望によって，部又は同好会に所属することができる。

第 27 条　学生会は，規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。
２　規約中には少なくとも次の事項を記載しなければならない。
（１）名称
（２）目的
（３）構成
（４）組織
（５）役員の種類・任務及びその任期
（６）総会・評議員会の機能と権限
（７）部及び同好会の種類とそれらの権限
（８）会費に関すること
（９）会計に関すること

（10）校長の最終決定権及び担当の教員の指導に関すること
（11）会議の招集に関すること
（12）部活動の連絡調整に関すること
（13）選挙に関すること
（14）会議，各部，会計，選挙等の細則に関すること
（15）事業計画及び予算決算に関すること
（16）規約の改正に関すること
（17）規約の発効の期日に関すること

第 28 条　学生会は，毎年度初めに，その年度の会長その他の全役員の名簿を校長に提出するものとする。

２　学生会は，毎年度事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け，また，事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第 29 条　学生会の指導については，校長の命を受けて，学生主事が総括する。

２　各部及び各同好会にそれぞれ指導教員を置く。

３　指導教員は，校長が命じ，学生主事の総括のもとに，部又は同好会の活動の指導に当たる。

第 30 条　学生が学生会のほか，本校の学生をもって会員とする同好会を結成しようとするときは，指導教員を定め，同好会の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え，責任代表者２名以上の署名，捺印のうえ学生主事を経て，校長に別記第 10 号の様式による学生団体結成願を提出して，その許可を受けなければならない。

第 31 条　部又は同好会の行為が，本校の目的に反すると認められるときは，校長がその解散を命ずることがある。

第 32 条　学生が，団体として校外団体に参加しようとするときは，当該校外団体の目的，規約及び役員に関する事項並びに参加の目+的を記載した文書を添え，責任代表者の署名捺印のうえ，学生主事を経て，校長に別記第 11 号の様式による校外団体参加願を提出して，その許可を受けなければならない。

第 33 条　前条の校外団体の行為が，本校の目的に反すると認められるときは，校長は許可を取り消すことがある。

第８章　集会

第 34 条　学生が，校内において集会，催物その他の行事を行おうとする場合には，目的，期日，施設，設備の名称，参加者数を記載した別記第 12 号の様式による集会（催物その他の行事）許可願を，１週間以前に，責任代表者から学生主事を経て，校長に提出して，その許可を受けなければならない。この場合，その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

２　学生が，校外において本校名を使用して，集会，催物その他の行事を行おうとする場合も前条の規定を準用する。

第 35 条　前条の場合，本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは，校長はその変更又は中止を命ずることがある。

第９章　印刷物の発行・配布及び販売

第 36 条　学生が，校内において，雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を発行・配布又は販売しようとする場合には，あらかじめ当該印刷物１部を学生主事を経て，校長に提出して，その許可を受けなければならない。

２　学生が校外において本校名を使用して，雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を発行・配布又は販売しようとする場合も，前項の規定を準用する。

第 10 章　掲示

第 37 条　学生が，校内においてビラ・ポスター類を掲示しようとする場合には，当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出して，その許可を受けなければならない。

２　学生が，校外において本校名を使用してビラ・ポスター類を掲示しようとする場合も前項の規定を準用する。

３　校内に掲示する場合には，本校の定める掲示場所に掲示しなければならない。

第 11 章　施設・設備の使用

第 38 条　学生が本校の施設・設備を使用しようとする場合には，その目的，期日，施設・設備の名称等を記載した別記第 13 号の様式による「構内施設・設備使用願」を，学生主事を経て，校長に提出して，その許可を受けなければならない。ただし，日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りではない。

第 12 章　雑則

第 39 条　本則施行に際して必要あるときは，更に施行細則を定める。

附　則

この準則は，昭和 39 年４月１日から施行する。

附　則

この準則は，平成 17 年３月 30 日から施行し，平成 16 年４月１日から適用する。

附　則

この準則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１月 30 日　一部改正）

この準則は，令和７年４月１日から施行する。